

# 第209回一関市教育委員会定例会

日時：令和2年7月22日（水）  
午後1時30分～3時30分  
場所：議会第1委員会室

## 1 開 会

## 2 議 事

- 議事日程第1 議案第12号 教科用図書採択に関し議決を求めることについて
- 議事日程第2 議案第13号 一関市教育委員会の事務事業等に関する点検評価報告について
- 議事日程第3 議案第14号 一関市立学校の教育職員の業務量の適切な管理のための措置等に関する規則の制定について
- 議事日程第4 議案第15号 一関市学校職員の服務規程の一部を改正する訓令の制定について
- 議事日程第5 議案第16号 一関市個人情報保護管理規程の一部を改正する訓令の制定について
- 議事日程第6 協議第7号 財産の取得について（移動図書館車）

## 3 報 告

- (1) 自動車事故に係る損害賠償に関する専決処分の報告について（資料No.1）
- (2) 第76回一関市議会定例会（一般質問）の状況について（資料No.2）
- (3) 行事報告及び8月行事予定について（資料No.3）

## 4 その他

- (1) 令和2年度学校教育行政の重点について（特別支援教育）（資料No.4）
- (2) その他

## 5 閉 会

第209回一関市教育委員会定例会議案件名表

議案第12号	教科用図書採択に関し議決を求めることについて
議案第13号	一関市教育委員会の事務事業等に関する点検評価報告について
議案第14号	一関市立学校の教育職員の業務量の適切な管理のための措置等に関する規則の制定について
議案第15号	一関市学校職員の服務規程の一部を改正する訓令の制定について
議案第16号	一関市個人情報保護管理規程の一部を改正する訓令の制定について
協議第7号	財産の取得について（移動図書館車）

議案第12号

教科用図書の採択に関し議決を求めることについて

次のとおり教科用図書を採択することについて議決を求める。

教科用図書 別紙のとおり

令和2年7月22日提出

一関市教育委員会教育長 小 菅 正 晴

理由

令和3年度使用教科用図書を採択しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

議案第13号

一関市教育委員会の事務事業等に関する点検評価報告について

一関市教育委員会の事務事業等に関する点検評価報告書を、別紙により作成し、一関市議会に提出することについて議決を求める。

令和2年7月22日提出

一関市教育委員会教育長 小 菅 正 晴

理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、令和元年度の一関市教育委員会の事務事業等に関する点検評価報告書（令和元年度事業対象）を作成し、議会に提出するとともに、公表しようとするものである。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 14 号

一 関市立学校の教育職員の業務量の適切な管理のための措置等に関する規則の制定について

一 関市立学校の教育職員の業務量の適切な管理のための措置等に関する規則を次のとおり制定する。

令和 2 年 7 月 22 日提出

一 関市教育委員会教育長 小 菅 正 晴

一 関市立学校の教育職員の業務量の適切な管理のための措置等に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和 46 年岩手県条例第 47 号。以下「条例」という。）第 7 条の規定により、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量を適切に管理するための措置に関し必要な事項を定めるとともに、教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置について定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教育職員 条例第 2 条第 2 項に規定する教育職員であつて、一関市立学校に勤務するものをいう。
- (2) 正規の勤務時間 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 6 年岩手県条例第 57 号。以下「勤務時間等条例」という。）第 2 条、第 3 条第 1 項及び第 2 項、第 4 条並びに第 5 条に規定する勤務時間をいう。
- (3) 在校等時間 教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として別に定める方法により算出される時間をいう。
- (4) 所定の勤務時間 次に掲げる日（勤務時間等条例第 11 条第 1 項に規定する代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。
  - ア 勤務時間等条例第 10 条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日
  - イ 一般職の職員の給与に関する条例（昭和 28 年岩手県条例第 48 号）第 33 条に規定する休日給が職員に対して支給される日（アに掲げる日を除く。）

(教育職員の業務量の適切な管理)

第 3 条 一関市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間（以下「時間外在校等時間」という。）を次に掲げる時間の範囲内とするため、教育職員の業務の量の適切な管理を行うものとする。

- (1) 1 箇月について 45 時間
- (2) 1 年について 360 時間

2 教育委員会は、児童生徒等に係る通常予見することのできない業務の量の大幅な増加等に伴い、教育職員が一時的又は突発的に所定の勤務時間以外の時間に業務を行わざるを得ない場合には、

前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる時間又は月数をそれぞれ当該各号に定める時間又は月数の範囲内とするため、教育職員の業務の量の適切な管理を行うものとする。

(1) 1 箇月における時間外在校等時間 100 時間未満

(2) 1 年における時間外在校等時間 720 時間

(3) 1 箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の 1 箇月、2 箇月、3 箇月、4 箇月及び 5 箇月の期間を加えたそれぞれの期間における時間外在校等時間の 1 箇月当たりの平均時間 80 時間

(4) 1 年のうち 1 箇月における時間外在校等時間が 45 時間を超える月数 6 箇月

(補則)

第 4 条 前条に定めるもののほか、教育職員の業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から令和 2 年 12 月 31 日までの間における第 3 条第 2 項第 3 号の規定の適用については、同号中「5 箇月の期間」とあるのは、「5 箇月の期間（令和 2 年 8 月以後の期間に限る。）」とする。

理由

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和 46 年岩手県条例第 47 号）第 7 条の改正に伴い、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量を適切に管理するための措置に関し必要な事項を定めるとともに、教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置について必要な事項を定めようとするものである。これがこの議案を提出する理由である。

議案第 15 号

一 関市立学校職員の服務規程の一部を改正する訓令の制定について

一 関市立学校職員の服務規程の一部を改正する訓令を次のとおり制定する。

令和 2 年 7 月 22 日 提出

一 関市教育委員会教育長 小 菅 正 晴

一 関市立学校職員の服務規程の一部を改正する訓令

一 関市立学校職員の服務規程（平成17年教育委員会訓令第11号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(在校等時間)</p> <p>第 6 条の 2 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>校長は、所属教育職員の在校等時間のうち、正規の勤務時間を除いた時間については、原則として 1 箇月当たり 45 時間以内としなければならない。</u></p>	<p>(在校等時間)</p> <p>第 6 条の 2 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>校長は、所属教育職員の在校等時間から、正規の勤務時間を除いた時間（以下「時間外在校等時間」という。）を次に掲げる時間の範囲内とするため、所属教育職員の業務の量の適切な管理を行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>1 箇月について 45 時間</u></p> <p>(2) <u>1 年について 360 時間</u></p> <p>4 <u>校長は、児童生徒等に係る通常予見することのできない業務の量の大幅な増加等に伴い、所属教育職員が一時的又は突発的に所定の勤務時間以外の時間に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にか</u></p>

かわらず、次の各号に掲げる時間又は月数をそれぞれ当該各号に定める時間又は月数の範囲内とするため、所属教育職員の業務量の適切な管理を行わなければならない。

(1) 1 箇月における時間外在校等時間 100 時間未満

(2) 1 年における時間外在校等時間 720 時間

(3) 1 箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の 1 箇月、2 箇月、3 箇月、4 箇月及び 5 箇月の期間を加えたそれぞれの期間における時間外在校等時間の 1 箇月当たりの平均時間 80 時間

(4) 1 年のうち 1 箇月における時間外在校等時間が 45 時間を超える月数 6 箇月

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の日から令和 2 年 12 月 31 日までの間における第 6 条の 2 第 4 項第 3 号の規定の適用については、同号中「5 箇月の期間」とあるのは、「5 箇月の期間（令和 2 年 8 月以後の期間に限る。）」とする。

理由

一 関市立学校の教育職員の業務量の適切な管理のための措置等に関する規則の制定に伴い、在校等時間を変更しようとするもの。これが、この議案を提出する理由である。



議案第16号

一関市個人情報保護管理規程の一部を改正する訓令の制定について

一関市個人情報保護管理規程の一部を改正する訓令を次のとおり制定する。

令和2年7月22日提出

一関市教育委員会教育長 小 菅 正 晴

一関市個人情報保護管理規程の一部を改正する訓令

一関市個人情報保護管理規程（平成23年一関市・一関市教育委員会・一関市選挙管理委員会・一関市監査委員・一関市農業委員会・一関市固定資産評価審査委員会・一関市消防本部・一関市水道事業・一関市病院事業・一関市議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第2条 この訓令において「課等」とは、市長部局の課、室、出張所、公の施設等、教育委員会事務局の課及び教育機関、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、固定資産評価審査委員会、消防本部の課、消防署並びに分署及び分遣所、 <u>水道部の課</u> 、病院事業の事務局及び施設並びに議会事務局をいう。 2 [略]	(定義) 第2条 この訓令において「課等」とは、市長部局の課、室、出張所、公の施設等、教育委員会事務局の課及び教育機関、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、固定資産評価審査委員会、消防本部の課、消防署並びに分署及び分遣所、 <u>上下水道部の課</u> 、病院事業の事務局及び施設並びに議会事務局をいう。 2 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、令和2年8月1日から施行する。

理由

一関市行政組織条例の改正に伴い、部署の名称を変更しようとするもの。これが、この議案を提出する理由である。

協議第7号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、市長に申し入れしたいので協議する。

令和2年7月22日提出

一関市教育委員会教育長 小 菅 正 晴

- |             |   |
|-------------|---|
| 1 取得の目的     | 図書館専用車両   |
| 2 取得の相手方    | 岩手県奥州市前沢字五合田12番地1<br>盛岡いすゞモーター株式会社県南支店<br>支店長 佐々木 義 浩 |
| 3 財産の種別及び数量 | 移動図書館車 1台   |
| 4 取得価格      | 20,493,774円   |

議案概要書

議案番号	65	件名	財産の取得について（移動図書館車）
議案内容	<p><b>【要 旨】</b> 一関図書館に配備している移動図書館車の老朽化に伴い、更新しようとするもの</p> <p><b>【内 容】</b></p> <p>1 議決を求める内容</p> <p>(1) 取得の目的 図書館用車両</p> <p>(2) 取得の相手方 岩手県奥州市前沢字五合田 12 番地 1 盛岡いすゞモーター株式会社 県南支店 支店長 佐々木 義 浩</p> <p>(3) 財産の種別及び数量 移動図書館車 1 台</p> <p>(4) 取得 価 格 20,493,774 円</p> <p>2 予算額 20,899 千円</p> <p>3 仕様</p> <p>(1) 寸法 ア 全長 6,800 mm以内 イ 全幅 2,200 mm以内 ウ 全高 2,730 mm以内</p> <p>(2) 乗車定員 3 人</p> <p>(3) 主な装備 ア 2,500 冊の図書が積載可能な書架 イ 全低床 ウ 障がい者用リフト</p> <p>4 納入期限 令和 3 年 3 月 19 日（金）</p> <p><b>【課題・問題】</b> 当該車両の更新後、令和 3 年度から移動図書館車によるサービスを市内全域で実施することが市長から指示されており、市が所有する移動図書館車（現有全 3 台）での全域サービス化に向けて、現在、車両の基地と巡回地域の見直し等について検討を進めている。</p>		
	<p>備考</p> <p>1 更新する車両の状況 一関図書館 移動図書館車 平成元年度配置（経過年数 31 年） 令和元年度末走行距離 151,670 km</p> <p>2 市立図書館の移動図書館車の保有台数（配備先） 3 台（一関図書館、大東図書館、東山図書館）</p>		

3 入札年月日 令和2年6月30日

4 その他

今回、購入する移動図書館車は、全低床で運転席と書架室をつなげたセミバス型の四輪駆動車で、後部に障がい者用リフトを備え、標準時積載量 3,000 k g で左右内外架設備により 2,500 冊の図書等が積載可能な車両である。